

労働者派遣法に定めるマージン率及びその他の公表事項

労働者派遣法に定める当社のマージン率及びその他の公表事項は以下の通りです。

- 対象事業年度: 2024 年 1 月～12 月
- 対象事業所: 南雪谷事業所(〒145-0066 東京都大田区南雪谷1-3-2 サンリット2階202号室)

派遣労働者の数	1 名
派遣先の数	1 社
マージン率	41.6%
労働者派遣料金	182,345 円(1 日 8 時間当たりの平均)
派遣期間中の派遣労働者の賃金	106,444 円(1 日 8 時間当たりの平均)
教育訓練に関する事項	プロジェクトマネジメントスキル研修、IT 最新動向に関する研修、その他ビジネススキル研修など

以上